

平成24年度
日常調査報告書

特定テーマ【災害に強いまちづくり】

平成25年2月

高根沢町議会総務常任委員会

第1 はじめに

1 総務常任委員会の概要

日常調査報告を行う前に、まず当委員会の概要について記述をします。

総務常任委員会は、高根沢町議会委員会条例第2条（1）に規定された常任委員会であり、総務企画部、会計課、監査委員事務局及び選挙管理委員会の所管に関する事務並びに他の常任委員会（教育住民並びに建設産業常任委員会）の所管に属さない事務と規定されています。定員は5人です。また日常調査については前述条例第27条に基づいて実施されたものです。

2 本委員会の活動状況

本委員会の本年度における活動状況は次のとおりです。

日 時	開 催 概 要
平成24年 6月 8日（金）	第349回議会定例会開催に伴う委員会開催 ※所管事務調査検討
平成24年 7月10日（火） ～7月11日（水）	所管事務調査 静岡県吉田町並びに神奈川県大磯町 調査テーマ「防災のまちづくりについて」他3点
平成24年 8月20日（月）	日常調査による委員会開催 ※担当部課長との情報交換会
平成24年 9月12日（水）	第350回議会定例会開催に伴う委員会開催
平成24年 9月18日（火）	日常調査による委員会開催 ※意見調整
平成24年 9月25日（火）	日常調査による委員会開催 ※意見調整
平成24年 12月 7日（金）	第352回議会定例会開催に伴う委員会開催 ※終了後、町地域防災計画見直しに係る勉強会を開催
平成25年 2月 8日（金）	日常調査による委員会開催 ※意見調整

第2 現状と課題について

1 課題選定について

本委員会では、平成24年6月8日に第1回の委員会を開催し日常調査における課題について検討を行った。委員からの意見として多かったのは、東日本大震災に伴う防災関連の事案であったため、「災害に強いまちづくり」を課題の中心として選定しました。また他特定の事件項目については次のとおりです。

特定の事件（総務常任委員会分）
①住民との協働のまちづくりに関すること。② 安心・安全なまちづくりに関すること（災害に強いまちづくり） 。③公共交通に関すること。④財政の健全化（自主財源の強化）に関すること。⑤行政改革に関すること。⑥予算編成に関すること。⑦高根沢町議会委員会条例第27条に基づく日常調査に関すること。

2 東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）における被害状況について

では実際本町における東日本大震災はどのような状況であったのか、その被害状況については次のとおりです。

1 地震の概要	
災害年月日	平成23年3月11日 14時46分頃
震央地名	三陸沖（北緯38.1度、統計142.9度、牡鹿半島の東南東130km付近）
震源の深さ	約24km
規模	マグニチュード9.0
震度	高根沢町 震度6強
2 被害の状況	
(1) 人的被害	
死者	0名（栃木県内 4名）
行方不明者	0名（栃木県内 0名）
負傷者	8名（栃木県内134名）内重傷0名（栃木県内7名）
(2) 住宅被害 ※平成24年9月現在	
全壊	7棟（栃木県内 260棟）※約2.7%
半壊	716棟（栃木県内 2,109棟）※約34.0%
一部損壊	2,694棟（栃木県内72,143棟）※約3.7%

※なお右記載の%は県内被害棟数に対する町内比率を表しています。

3 道路状況 ※	
被害箇所	62箇所
通行止め	2箇所（被害箇所：町道119号線（中坂）、町道119号線（跨線橋））
4 避難勧告	
(1) 上高根沢山の下地区	
平成23年3月16日	13:00 13世帯45名に避難勧告発令
平成23年7月11日	14:10 7世帯24名に避難勧告解除
平成24年2月 3日	13:30 6世帯21名に避難勧告解除
(2) 上柏崎地区	
平成23年3月18日	13:30 12世帯48名に避難勧告発令
平成23年3月19日	14:20 9世帯34名に避難勧告解除
平成24年7月27日	10:15 3世帯14名に避難勧告解除
(3) 宝積寺中坂地区	
平成23年3月25日	10:00 5世帯20名に避難勧告発令
平成24年6月22日	14:05 5世帯20名に避難勧告解除

※なお平成25年1月現在では全て通行止めは解除されている。

【出典：高根沢町地域防災計画18頁より抜粋】

3 本町の災害時における具体的課題

本町における既往災害は近年気象災害（突風・水害等）が中心でしたが、地震に対して想定がなかった訳ではありませんでした。それは、過去における地震震央（関東大震災や今市地震等）が本町から遠かったため、大きな被害が発生していなかった現状から、関係機関から提供された情報に基づいた地震対策を策定していました。

しかし、今回発生した東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）の発生により想定された規模以上の災害が発生したため、本町も対応に苦慮した背景を踏まえて、本委員から様々な意見が出されました。その結果、災害当日一番問題となったのは「**電源喪失による情報伝達能力機能の低下**」でありました。

つまり、日常私達が当たり前のように利用してきた、携帯電話や無線通信、さらにはインターネットサービスなどが「電源」を失った事により、まる1日使えなかった現状になってしまいました。そのため、「情報伝達の必要性」を痛感しました。

この課題に対して後述する静岡県吉田町への所管事務調査を実施することになりました。

4 静岡県吉田町の防災への取り組み

(1) 静岡県吉田町を選定した理由

静岡県吉田町は、人口規模は我が町とほぼ同程度の海沿いの自治体です。一見海沿いの町と本町の防災対策がどのように繋がるのか、懸念される方も居られるかも知れませんが、ここ特筆されることは本課題である「情報伝達の必要性」を重視されている点から選定し訪問をさせていただきました。

(2) 静岡県吉田町の防災への取り組み

静岡県吉田町は東日本大震災を境に津波対策を重点として取り組まれていました。

東海地震被害想定は静岡県第3次地震被害想定（平成13年5月）に基づいて防災対策を実施されていましたが、東日本大震災を境に町独自でも津波想定を行った結果、1000年に1度の確率で発生する明応東海地震の津波（10m超）を想定し、町独自のハザードマップを策定し町民の皆さんへお知らせしたとの事でした。

そしてこのハザードマップを策定したことにより、津波被害想定基準が明確となり、津波防災対策を最重点課題として「津波防災まちづくり」を推進し、「防災講演会の開催」や庁舎内に「防災課」の設置を行いました。

さらに、「津波・防災まちづくりについて」①命を守る対策、②財産、生活活動を守る対策、③被災時の生活支援対策の3体系に分類しそれぞれ施策の展開を行っておりました。

情報伝達能力向上対策として、静岡県吉田町では防災行政ラジオを無償で配付しました。これは、東日本大震災以降、地域住民への迅速かつ的確な情報の確保を図るために、希望する全世帯に配付したとのことです。昨年は9,800台を準備し、平成24年6月現在で7,691台を配付しました。東日本大震災では同報無線が不通となる中で、FMコミュニティー放送を利用した災害支援情報の発信等、有効な情報発信ツールであったと報告を受けたそうです。その中で、FM島田の放送を町内全域で受信できるように庁舎の屋上に吉田中継局を整備したことで、大井川流域のコミュニティー情報や防災情報が発信できるようになり、町民の皆さんがこのラジオを活用してもらえればとの事でした。

ただ実際電源が喪失した時は日頃から町民の皆さんに短時間で分かりやすいサイレンや音だけで避難ができるような仕組みづくりの必要性も感じておられました。

今後の取り組みとしては、津波から一時的に避難する「津波タワー建設」などを実施するようです。

第3 課題に対する提言について

静岡県吉田町の事例を参考に、再度本委員会で検討した結果、「災害時における情報伝達能力向上対策」と「災害に備える人材育成」、「災害に備える拠点づくり」の3点に絞って次の提言をさせていただきます。

1 災害における情報伝達能力向上について

- (1) 東日本大震災時には、我が町においても例外ではなく電源がまる1日間喪失し、日頃利用されている携帯電話が通話不能となりました。ついては、身近な情報受信設備として防災ラジオ有効と考えますので防災ラジオの全世帯へ1台配布（半額補助程度）整備が必要であると考えます。
- (2) 平成23年12月に開催された町防災訓練では、通信確保という観点からアマチュア無線連盟の方々が参加されていました。ついては、アマチュア無線連盟との災害協力協定や定期的な訓練、さらには町職員にも有資格者把握・非常時における通信組織の編成活用を図るべきと考えます。
- (3) 東日本大震災時の避難所において、通信手段を確認したところトランシーバー1台との話を伺いましたが非常に不足していると思われまます。また各避難所には非常用発電機が2機設置されているようですが、やはり当時はまだ寒く、設置されている発電機では不足しているように見受けられます。ついては、避難所における電源確保という観点からも発電機の増設・通信機材の拡充は必須であると考えます。
- (4) 災害時にはまず町における危険箇所の把握や被災者における避難所移動などが必要となりますので、人員輸送手段の確保やそれともなう燃料確保は庁舎内へ備蓄が有効であると考えます。
- (5) 現在設置されている町防災無線において58箇所設置されているとの事ですが、やはり今も難視聴区域はありますのでその改善は必要です。また1-(1)でも記載した防災ラジオで町防災無線を聞くことができることになれば、情報伝達能力向上に大いに役立つと考えます。

2 災害に備える人材育成について

- (1) 消防団員の確保について積極的な確保活動が必要と考えます。
- (2) 災害時には各種団体の協力も必要になると考えますので、協力に向けた団体の把握並びに他団体との協力体制構築に向けた人材の育成は常時必要であると考えます。
- (3) 東日本大震災では、避難所に携わった職員の間でも対応に差があったと感じていますので、職員向けの避難所運営訓練や情報伝達・収集訓練などの実施を行うべきと考えます。
- (4) 災害はいつやってくるかわかりません。ついてはこの東日本大震災を教訓とし災害に対する町民向けの啓発事業として「防災講演会（仮称）」の開催や社会教育事業を通じた防災訓練（野外炊飯や宿泊活動）などの啓発活動を展開する必要があると考えます。
- (5) 現在自主防災組織が町内54カ所設置されていますが、活動状況を見ると地域間で温度差が見られます。ついては、担当職員を充てるなど組織が円滑に活動できるような方策が必要であると考えます。

3 災害に備える拠点づくりについて

- (1) 東日本大震災においては、当初予定していた西小学校並びに図書館中央館は避難所として機能することができませんでした。ついては、避難所の再見直しについて随時必要と考えます。
- (2) 1－(3)にも一部記載しましたが、東日本大震災時は寒い時期に発生し、避難所には暖を取る機材が配置されていませんでした。ついては、季節に対応できる避難所への備品整備が必要であると考えます。
- (3) 避難される住民の方が学校区へ避難するのは一番理想ではありますが、道路での移動ができない場合も考えられますので、公園や自治公民館等を活用したミニ防災倉庫の設置が必要であると考えます。
- (4) 河川氾濫時に土嚢は必要不可欠ですが、現在高根沢分署に資材が備蓄されており、その持ち出しについては時間を要します。ついては、各消防団詰め所へ一定数の土嚢備え付けが必要と考えます。

第4 おわりに

今回の東日本大震災を経験し、地震への備えの必要性を改めて実感するとともに、平時において想定していた災害への備えも変更を余儀なくされました。

「被災して分かったこと」は貴重な体験であり、この体験を生かすことが「災害に強いまちづくり」への近道であると考えます。

「災害は忘れた頃にやってくる」という言葉もありますが、一人一人が平時から「避難所の場所」や「避難通路」などの確認や「災害に対する備え」を常に意識をすることが必要なのではないかと感じ、この総務常任委員会日常調査の総括とします。

■ 委員会名簿

総務常任委員会	委員長	齋藤誠治
〃	副委員長	大森君子
〃	委員	鈴木利二
〃	委員	加藤貞夫
〃	委員	小林栄治